

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	厚生年金基金等給付費等負担金に必要な経費		担当部局庁	年金局	作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和61年度		担当課室	総務課	総務課長 八神 敦雄		
会計区分	年金特別会計厚生年金勘定		政策・施策名	IX-1-2 公的年金制度の信頼を確保するため、適正な事業運営を図ること			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	「国民年金法等の一部改正する法律」(昭和60年法律第34号)附則第84条第2項～第6項、第85条 「国民年金保険法附則第30条第1項、第3項		関係する計画、通知等	・「厚生年金基金等給付費負担交付要綱」(平成22年2月5日発令0205第5号) ・「厚生年金基金等給付現価負担交付要綱」(平成22年2月5日発令0205第6号)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	・厚生年金基金等が国に代わって支給する老齢年金給付(代行給付)の費用については、法律改正による国庫負担の廃止や代行給付を行うのに必要な保険料率(免除保険料率)の対象給付の範囲が見直しされたことに伴い、免除保険料の手当する給付費部分と厚生年金基金等が給付する部分との差が生じることから、当該部分を「政府負担金」として交付する。 ・予定利率の低下や死亡率の改善により過去の加入期間について給付債務が増大するが、増大した債務については免除保険料率に反映していないことから、厚生年金本体の財政状況を考慮したうえで、事後的に厚生年金本体から厚生年金基金等に対して財源手当を行う必要があるため、最低責任準備金(厚生年金基金が代行部分について確保することを義務付けられている積立金)が、過去期間代行給付現価額(将来見込まれる代行給付の費用を現在価値に割り戻したもの)の1/2を下回っている場合に、当該下回っている額の一部を給付現価負担金として交付する。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	・「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)」に基づき、厚生年金基金等が提出した交付申請書の審査・確認を行った後、厚生年金基金等の支給する老齢年金給付に要する費用の一部負担金を交付(9月・3月)する。 ・「厚生年金法」に基づき、厚生年金基金等が提出した交付申請書の審査・確認を行った後、責任準備金相当額が、過去期間代行給付現価額を下回っている場合に、当該下回っている額の一部負担金を交付(9月・3月)する。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度予算	26年度要求	
	予算の状況	当初予算	109,455	107,186	130,777	139,721	186,754
		補正予算					
		繰越し等	▲0				
		計	109,455	107,186	130,777	139,721	186,754
		執行額	104,945	107,072	123,346		
	執行率(%)	96%	99%	94%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値(25年度)
	厚生年金基金等からの交付申請の審査を行い適切に交付する。	成果実績	億円	1,049	1,071	1,233	1397
		達成度	%	96%	99%	94%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	厚生年金基金等からの請求に基づき着実に交付する。	活動実績(当初見込み)	件	606	585	592	— (598)
単位当たりコスト	(円/ )	算出根拠					
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	厚生年金基金等給付費等負担金	139,721	186,754	対象者の増等のため			
	計	139,721	186,754				

事業所管部局による点検					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	厚生年金基金等が国に代わって支給する老齢年金(代行給付)の費用のうち、政府が負担することとされた政府負担金について厚生年金基金等へ交付する事業等であり、国民の生活の安定が損なわれることを防止することを目的とする公的年金事業の一環であるため、必要不可欠な事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	本事業は、安定的かつ継続的に行うことが求められる事業であることから、国において行うべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。				
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	厚生年金保険法に基づく、被保険者や被保険者であった者等への保険給付に充てるための費用であり、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。	-			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	厚生年金保険法に基づく、被保険者や被保険者であった者等への保険給付に充てるための費用であり、必要な経費に限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動実績はほぼ見込みどおり推移している。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検結果	<p>・「厚生年金基金等給付費負担金交付要綱」に基づく、厚生年金基金等が提出した交付申請書の審査・確認を行った後、厚生年金基金等が支給する老齢年金給付に要する費用の一部負担金を交付するものであり、平成24年度は前年度と同程度の592件の交付実績であった。</p> <p>・「厚生年金基金等給付現価負担金交付要綱」に基づく、厚生年金基金等が提出した交付申請書を審査・確認を行った後、責任準備金相当額が、過去期間代行給付現価額を下回っている場合に、当該下回っている額の一部負担金を交付する。</p> <p>・引き続き、迅速な支払いに努めるとともに厚生年金基金等への給付費負担金等の支払いに支障をきたさぬように、過去の支払実績等を踏まえた適切な資金繰りを行うなどの取組みを進める。</p>				
	<b>外部有識者の所見</b>				
	点検対象外				
<b>行政事業レビュー推進チームの所見</b>					
現状通り	本事業の必要性や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き適正な執行に努めるべき。				
<b>所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況</b>					
現状通り	-				
<b>備考</b>					
<p>1. 事業仕分け</p> <p>①実施年月日・・・平成22年10月28日</p> <p>②事業番号・・・A-9</p> <p>③評価結果・・・&lt;枠組みのあり方(主体・区分経理)&gt; 新たな制度設計の中であり方を検討 &lt;資金のあり方(積立金の取扱い)&gt; 新たな制度設計の中であり方を検討(年金制度の持続性や年金財政についての正直な現状分析に立って議論すべき)</p> <p>2. 提言型政策仕分け</p> <p>①実施年月日・・・平成23年11月23日</p> <p>②事業番号・・・B5-5</p> <p>③評価結果・・・現役世代を含む次世代に負担を先送りせず、将来も持続可能な年金制度とするためには、まずは年金の特例水準を来年度から速やかに解消していくべき。制度を長続きさせるための取組について理解を求めるとともに、人口構成、賃金、金利などの前提について、厚生労働省は、現実から目をそむけることなく、現状をもっと速やかにかつ的確に把握する仕組みを導入するとともに、その分析過程・結果をわかりやすく国民にオープンにすること。このため、年金財政計算のあり方については、社会保障審議会年金部会の検討スケジュールを明確化し、改革のロードマップについて行政刷新会議にも報告すること。なお、一体改革成案に沿って、低所得者の年金の拡充も行うべき。</p>					
<b>関連する過去のレビューシートの事業番号</b>					
平成22年	-	平成23年	739	平成24年	649

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省

(厚生年金保険法等に基づく、厚生年金基金等に対する給付費等負担金の交付)

123,346百万円(平成24年度執行額)

企業年金連合会等(592)

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
厚生年金基金 等給付費等 負担金	厚生年金保険法等に基づく、厚生年金基金 等に対する給付費等の負担金の交付	123,346			
計		123,346	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	企業年金連合会	厚生年金保険法等に基づく、厚生年金基金等に対する給付費等負担金の交付	23,518		
2	全国信用金庫厚生年金基金	厚生年金保険法等に基づく、厚生年金基金等に対する給付費等負担金の交付	2,736		
3	東京薬業厚生年金基金	厚生年金保険法等に基づく、厚生年金基金等に対する給付費等負担金の交付	2,022		
4	全国建設厚生年金基金	厚生年金保険法等に基づく、厚生年金基金等に対する給付費等負担金の交付	1,670		
5	大阪薬業厚生年金基金	厚生年金保険法等に基づく、厚生年金基金等に対する給付費等負担金の交付	1,458		
6	東京乗用旅客自動車厚生年金基金	厚生年金保険法等に基づく、厚生年金基金等に対する給付費等負担金の交付	1,277		
7	東京金属事業厚生年金基金	厚生年金保険法等に基づく、厚生年金基金等に対する給付費等負担金の交付	1,121		
8	愛鉄連厚生年金基金	厚生年金保険法等に基づく、厚生年金基金等に対する給付費等負担金の交付	1,007		
9	東京都電機厚生年金基金	厚生年金保険法等に基づく、厚生年金基金等に対する給付費等負担金の交付	917		
10	東京印刷工業厚生年金基金	厚生年金保険法等に基づく、厚生年金基金等に対する給付費等負担金の交付	842		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					